

第26回川辺川現地調査集会「ダムの押し付けを許すな！日本一の清流を守り、山・川・海を住民の手に取り戻そう！」【式次第】

NO	内容	発言者	時間 (分)
1	開会挨拶	中島 康(川辺川現地調査実行委員会)	5
2	来賓・メッセージ紹介		5
3	基調報告	中島熙八郎さん(熊本県立大学名誉教授)	10
4	球磨林業の歴史と現状 ～流域治水の議論に向けた森林問題の共有化	佐藤宣子さん(九州大学大学院農学研究院教授)	50
5	川辺川ダムでは、水害を助長するばかりか、自然を破壊するだけだ！	田中信孝さん(熊本大学 地方自治法 非常勤講師)	50
6	どんなダムでも、やっぱりダムはいりません！ (住民発言)	林通親さん、吉村勝徳さん、隈部直一さん	20
7	集会宣言文提案	関根喜美子さん	5
8	閉会挨拶	茂吉 隆典(川辺川現地調査実行委員会)	5

【講師プロフィール】

中島 熙八郎(なかじま きはちろう) 熊本県立大学名誉教授(京大論工博)、くまもと地域自治体研究所理事長。1947年1月26日大阪市生まれ。京都大学大学院工学研究科建築学専攻博士課程単修。熊本県立大学環境共生学部教授(2012年3月、定年退職)。専門は農村計画学(建築系)。『戦後における京都府政の歩み』、『図説集落ーその空間と計画』、『西山外三の住宅・都市論』、『選良たちの宴から住民の自治へ』、『脱ダムへの道のり』(いずれも共著)他。

佐藤 宣子(さとう のりこ) 1961年福岡県生まれ。九州大学農学部林学科卒、大学院農学研究科博士課程(林業学専攻)修了。農学博士。大分県きのこと研究指導センター等を経て、2007年から、九州大学大学院農学研究院教授。九州の農山村のフィールドワークを通じて、山村の暮らしと森林政策のあり方を論じてきた。九州森林学会会長、NPO 法人九州森林ネットワーク理事長。著書に『地域の未来・自伐林業で定住化を図る～技術、経営、継承、仕事術を学ぶ旅～』、『林業新時代:「自伐」がひらく農林家の未来』(編著書)など。

集会宣言文

国土交通省と熊本県は8月9日、流水型ダムを中心に据えた球磨川水系河川整備計画を正式に策定しました。公聴会やパブリックコメントなどで示されてきた流域住民や県民のダム反対の意思を無視した暴挙です。

流水型ダムであっても、命と清流は守れません。ダムによる治水効果は極めて限定的であり、想定外の降雨には対応できず、緊急放流の危険性があります。また、他の流水型ダムの事例から明らかですが、流水型ダムであっても川の環境は破壊されてしまいます。

住民らは、一昨年のもう一つの豪雨災害発生以降、行政側に対して豪雨災害の共同検証を求め続けてきましたが、行政側は拒否し続けました。これでは、整備計画が豪雨災害の検証結果を踏まえて策定されたものかどうか判断できません。

水害被災者を始めとする流域住民には、これまでの体験からダムに対する強い拒否感情や疑問があります。行政側は住民への説明は行ってきたと言っていますが、これまでそのような思いや疑問を抱く住民に対して、納得のいく説明は全くありませんでした。

2008年の熊本県知事のダム白紙撤回宣言以降、行政側はダムによらない河川整備を検討する素振りを見せながら、実際には、それは川辺川ダムを前提とするものでした。これは住民に対する重大な裏切り行為です。

今回の豪雨災害は、山林保全や河川改修など行政が本来行うべき事業を怠ったために引き起こされた災害です。ダムで解決できる問題ではありません。にもかかわらず国土交通省のダム推進派や熊本県は住民にダムを押し付けようとしています。これは、ただ川辺川ダムを造りたがっているだけであり、住民に受け入れられる治水対策を実施するつもりがないことは明らかです。形だけは法に基づいたように進められていますが、実質的に住民の声を無視して策定された今回の整備計画など私たちは到底、受け入れる訳にはいきません。私たちは、この整備計画を断固拒否するとともに、流水型川辺川ダム計画の中止と住民が望む山林の保全、ダムによらない河川整備の実現を、自分たちの手で勝ち取るまで闘い続けることを宣言します。

2022年9月4日 第26回 清流川辺川現地調査集会 参加者一同

真備町水害弁護団からのメッセージ

私は、真備町水害弁護団事務局長をしている、弁護士の賀川進太郎です。本日は、川辺川現地調査実行委員会の集会が行われているということで、充実した議論がなされることと存じます。我々は、現在、水害訴訟を提起し、戦っております。共に、頑張っていきましょう。

鬼怒川水害訴訟原告団からのメッセージ

判決は一部勝訴しましたが、基本的には大東水害訴訟最高裁判例にあるように国民（被災者）の為の判決というよりも、国を擁護する判決になりました。若宮戸は住民を水害から守ってくれた自然堤防を掘削すると言う、前代未聞の行為を許してしまった国に対し、さすがに司法も国を擁護出来なかったと言う事と思います。

国を擁護した一審の上三坂地区の判決は不当判決です。よって 20 数名が控訴しました。

司法は国の為ではなく、国民の為にあるべきと思います。行政も国民の為にあるべきです。国はダムでは水害を守れないことを認め、流下能力をあげる河川行政に変わって下さい。国民の生命と財産を真剣に守ってください。

ダムは不要です。河道の浚渫や堤防整備、土砂の流入を防ぐと言った対策を重点に行う事が河川行政です。

川辺川を守る県民の会の皆様も頑張ってください。私たちも闘います。協力して国の河川行政を変えていきましょう。

鬼怒川水害訴訟原告団共同代表 片倉一美

2022年9月4日（第26回 清流川辺川現地調査）
於：相良村総合体育館研修室 + オンライン

球磨林業の歴史と現状

～流域治水の議論に向けた森林問題の共有化～



九州大学大学院農学研究院
森林環境科学講座・森林政策学分野
教授・佐藤宣子

1

1

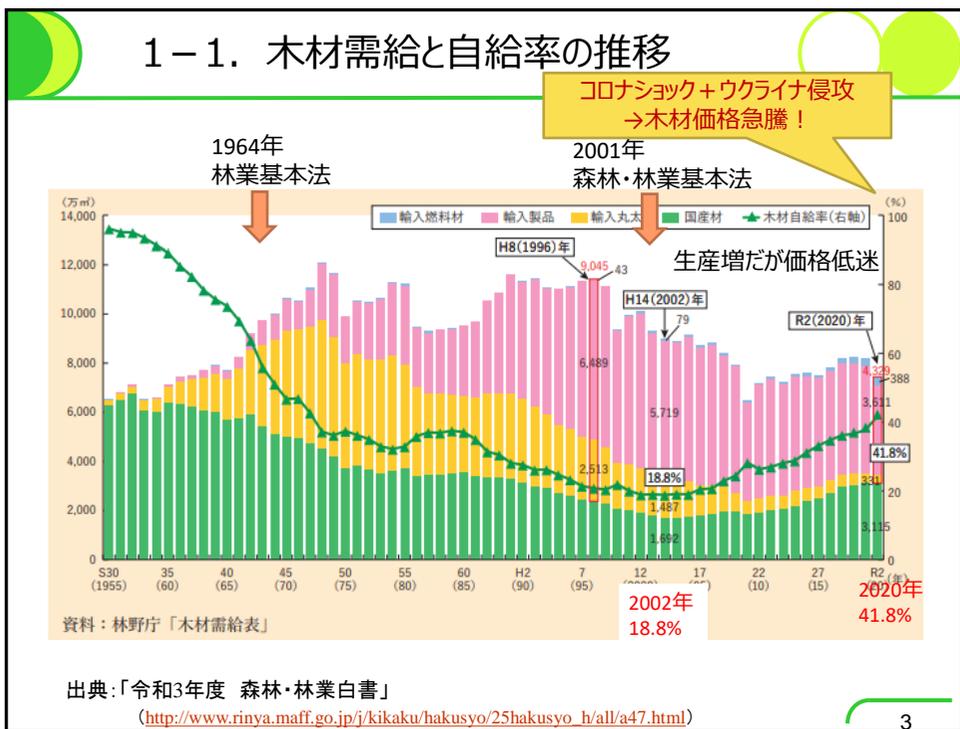
本日の話題提供

1. 全国木材需給と近年の森林・林業政策
2. 球磨地域の森林資源の特徴と林業の歴史
藩政期、明治・大正期、高度経済成長期
文献紹介と2005（H17）年時調査
* 再造林放棄地の土砂流出研究の紹介
3. 球磨川流域の森林問題の所在
4. 環境に配慮した林業に向けた取組み
 - ・熊本県の林業ガイドラインの取組
 - ・自伐型林業への注目

2

2

1-1. 木材需給と自給率の推移

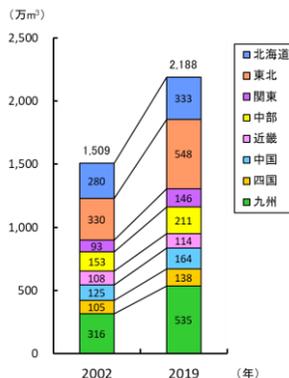


3

1-2. 地域別素材生産量の変化と山地災害リスク

外部環境の変化

- ✓ 気候変動：災害リスクの高まり
→土砂・流木災害、洪水、風害、干害
- ✓ 経済活動：林業活動の活発化と集中
- ✓ 制度政策：2014年「主伐・再造林」推進
→齢級構成の平準化+温暖化対策



地域別の素材生産量変化
 (出典：林野庁(2021)「R2年度森林・林業白書」119頁)

九州は災害リスク軽減と林業（伐採）振興の両立、バランスを必要とする最前線

山地災害の都道府県別被害額（R2年度）
 (出典：林野庁(2021)「治山のしおり」3p)

4

4

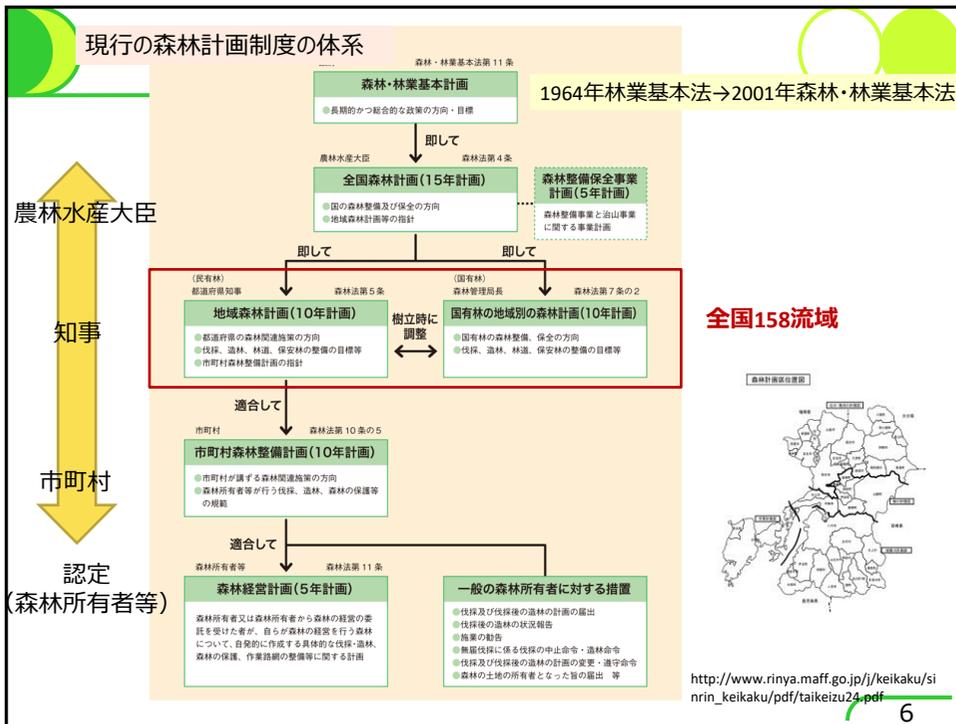
5

1-3. 2000年以降の国の森林政策の流れ

- 1998年：森林法改正（市町村森林整備計画制度の拡充）
- 2000年：緊急間伐五カ年対策創設
- 2001年：林業基本法から森林・林業基本法へ
森林法改正（伐採届への伐採後の造林計画の追加等）
- 2002年：地球温暖化防止森林吸収源十カ年対策策定（主に切捨間伐）
- 2004年：森林法改正（特定保安林制度）
- * 2005年：熊本県「水と緑の森づくり税」導入
- 2008年：京都議定書第一約束期間開始、間伐等特別措置法
- 2009年：森林・林業再生プラン（搬出間伐推進、自給率50%）
- 2011年：森林法改正（森林経営計画制度、更新伐助成開始）
- 2014年：森林整備保全事業計画：**齢級構成平準化 = 主伐・再造林推進**
- 2016年：森林法改正（伐採及び伐採後の造林状況報告、林地台帳作成・公表）
- 2018年：森林経営管理法制定、2019年：森林環境譲与税の配分開始
- 2019年：国有林野管理経営法制定：樹木採取権制度の導入

5

5



6

6

2-1. 球磨川流域の森林資源の特徴

- 高い森林率（81.5%）と人工林率（66.0%、民有林では69.2%） *全国4割、九州6割
- 人工林で9～12齢級の比率高い
- 民有林10.2万ha（82%）、国有林2.3万ha（18%）
 - * 民有林のうち個人有は3.5万ha、自治体有・共有・会社有・公社+旧公団有が多い
- 保安林率 国有林の88.1%、民有林の55.7%
 - * 水源涵養保安林が87.8%、土砂流出防備保安林が11.9%

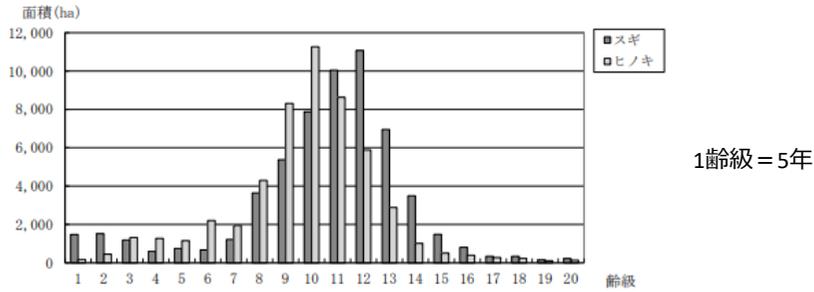


図 球磨川計画区の人工林（スギ・ヒノキ）齢級別面積構成

出典：球磨川地域森林計画（2017年）、7頁。

7

再造林放棄地 分布図 (1998-2002年)

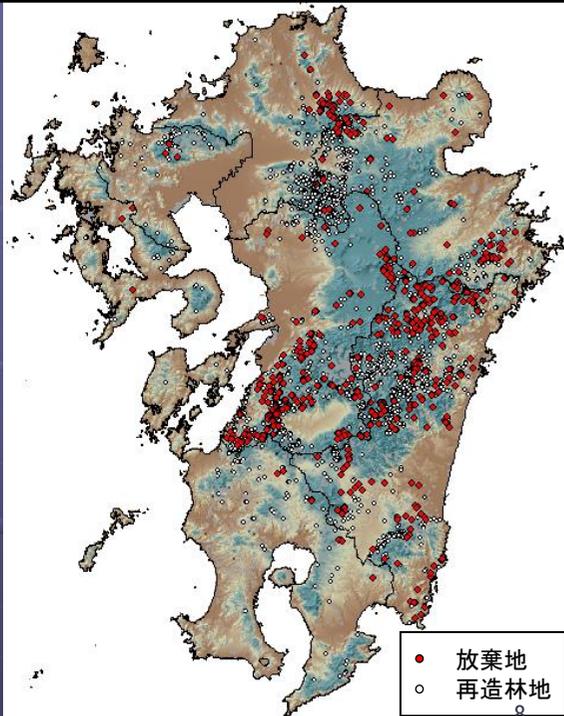
再造林放棄地

- ・九州山地に沿って多数分布
- ・英彦山周辺

- ・日田周辺
(日田市, 星野村, 矢部村,
前津江村, 中津江村, 上津江村)
- ・椎葉村

↓
伐採地は多いが、放棄地は少ない

資料提供：村上拓彦氏
(村上ら、2007)



8

2000年代前半からの球磨地域の 大面積皆伐・再造林放棄（未植栽地）問題



全国に先駆けて主伐（皆伐）時代を迎えた九州・球磨地域

- ・資源の充実
- ・林業が地域の重要産業
- ・低価格でも生産する素材生産費の安さ

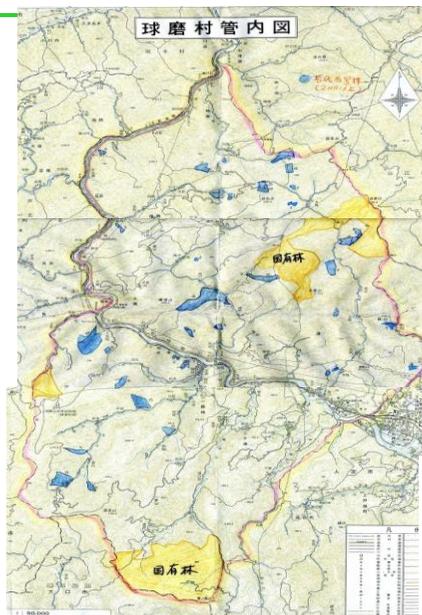
機械化+賃金の安さ→コスト重視の荒い施業
どうして大面積皆伐が簡単に起るのか??

写真：球磨村内の皆伐地（2005年4月、8月）左：熊日新聞提供、右：佐藤撮影

9

9

球磨村再造林放棄地位置図

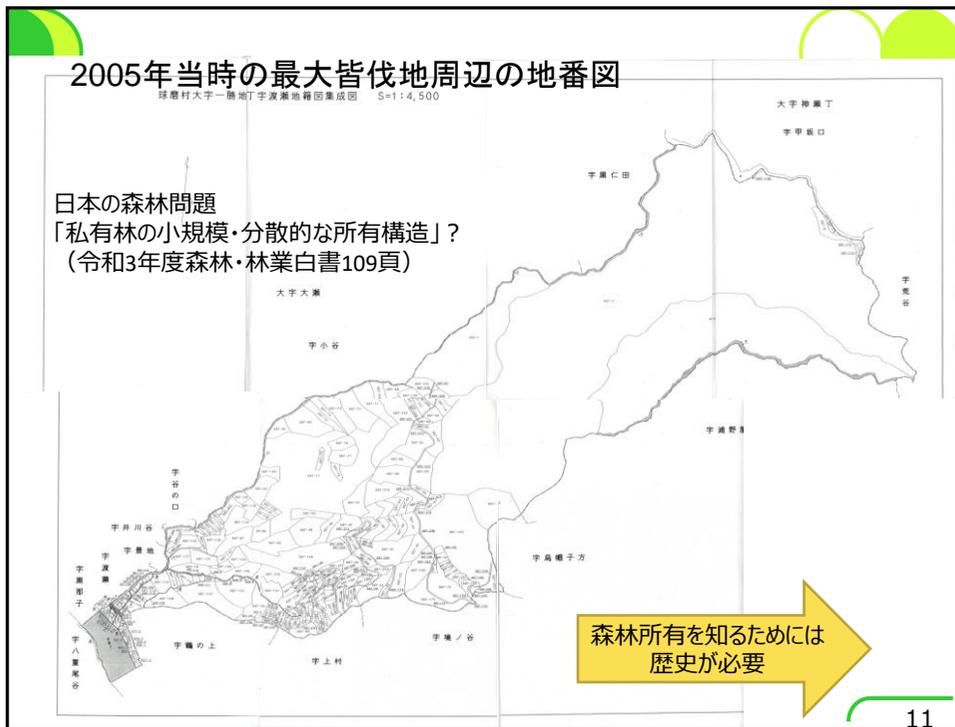


2ha以上の再造林放棄地
を抽出

資料：球磨村森林組合作成・提供（2005年）

10

10



11



12

人吉藩の林政1 (塩谷勉 (1959) 392頁より)

- 山岳重畳し耕地に乏しく従って石高も面積の割に少なかった。
- 原始林の豊富な蓄積と良質の木材とは当藩の大きな特色であり、又財源ともなった。
- 特に松の良幹は著名・・・杉檜についても既に元和の頃から築城用材や船艦用材として藩外に搬出・・・球磨川の水運が大きな役割を果たした。
- 歴代の藩主は林政に力を致し、保護を厳にし、屋敷内の立木伐採にも厳しい制限があったと共に、造林を奨励した。
- 樹種はスギ、扁柏（へんぱく：ヒノキ）、桐、松、雑木、竹類に及んだ。

13

13

人吉藩の林政2 (塩谷勉 (1959) 392～394頁より)

- 江戸前期における造林奨励の方法
 - ①専ら夫役労働（1628年～）役人が選定した土地に、春の一定日、村の住民総出で武士（徒士以下）も百姓も。**「春定指杉」**
 - ②**「科代指杉」** 森林の盗伐者や川舟代上納不正などの者に刑罰の一種として課した。20本～2千本。「人吉藩程徹底的に行われたものを見ない」
 - ③**「御奉公指杉」**（檜含む）謝恩のため（無税で焼畑を許された、足軽から徒士に取り立て、領主の祖先祭祀・・・）
「百姓武士を問わなかったが、一般百姓は少なかった」
 - ④**「年限畑」** 農民が許可を得て藪地や伐跡を開いて3-5年農作物を栽培して後、跡地に必ず杉や松を生育させる

あらゆる機会を捉えて造林に努めた・・・木材の領外流通が盛んになるとさらに奨励 木材を外貨獲得のために流域外に販売

14

14

人吉藩の林政3 (塩谷勉 (1959) 395~400頁より)

- 江戸中期以降における造林奨励の方法
- ▶ 七歩三指杉・檜 (1719年以前～) **7官3民** (一部五官五民) の部分林
 - ・その占有が藩、村、自然の何れに属するとを問わない
 - ・適地を選定して藩庁に願い出て、 杣方役所が農耕他差し支えの有無を調べて許可
 - ・保護管理、火災予防は造林者が担当
 - ・**分収権の譲渡は容認**
 - ・成木は年数ではなく大体三～四尺 (90cm～120cm) 廻以上が目安
 - ・当初は現物分収→安永年間 (1772-1781) に代金分収へ
 - ・通観して・主として小知、徒士、郷士その他**苗字を有する者達**であり、**百姓はごく小部分**に過ぎなかった。

15

15

明治期 (塩谷勉 (1959) 395~400頁より)

- 明治4年 一部の士族授産地、薪材採取用の山林 (村持山) の他は、分収関係の存在を理由に、造林地すべて官林へ
 - 明治5年 八代県、白川県参事の連名、その後熊本県当局が大蔵省へ度重なる熱烈な伺や出願
- 「官山となった少なからぬ造林地が、多くは人民の労費によって成り、保護警戒も地元の者がやって来たところ・・・林産物も官民共利の慣行にあった故、慣行を存続されたい」
- 明治14年 球磨郡長が熊本県令に人吉藩の部分林の箇所、施行の顛末証拠書類絵図面を提出、**官林簿削除と民有に組換許可願**
 - 明治18年5月5日 一部例外を除き、**6月から全て許可**

地元に取り戻した山林！ = 民有林

16

16

写真でみる球磨林業地の興隆



球磨川の筏流し（1938年）



人吉銘木市場（1954年）



国鉄人吉駅（1959年）

写真提供：熊日写真ライブラリー

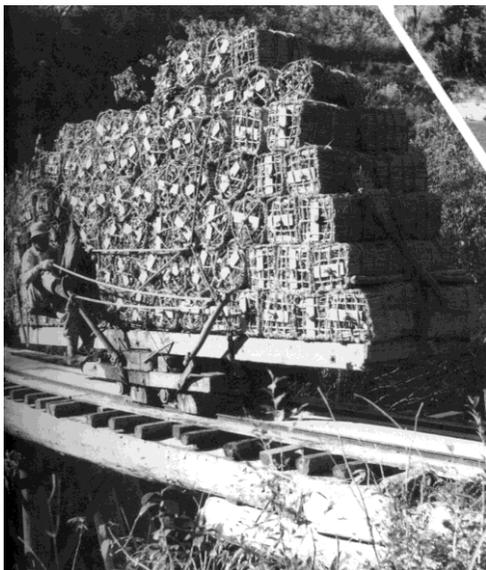


中球磨木材市場開設時の材木市（免田町）
（1964年）

17

17

広葉樹利用



写真はどちらも人吉市：昭和20年代

（写真：「年輪」より）

18

18

木材搬出 木馬（きんま）



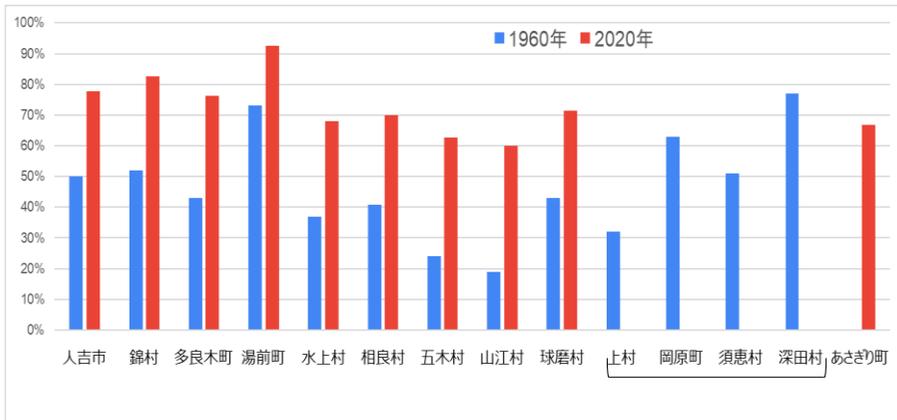
(写真：「年輪」より)

木で作った橇状の枠に木を乗せて、丸太を並べた上を滑らせて、木を下ろしてくる。
丸太を並べた道を木馬道(きんまみち)と呼んで、人の行き来などにも便利に利用していた。

昭和20年代：多良木

戦後の人工林率の変化（1960年-2020年）

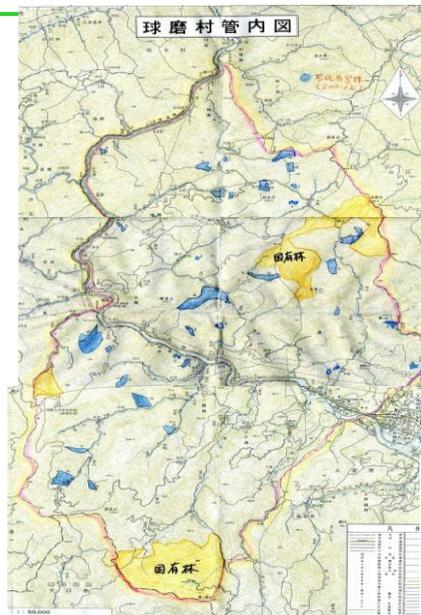
戦前から高い人工林率、戦後の拡大造林で1.5倍
低位だった五木村と山江村では2倍以上



資料：1960年農林業センサスおよび令和2年度熊本県林業統計より作成。

注：国有林と民有林を合わせた数字。

球磨村再造林放棄地位置図



21

21

最大皆伐地周辺の地番図

球磨村大字一熊地丁字亥瀬地籍図集成図 S=1:4,500



22

22

再造林放棄地の現所有状況

箇所名	伐採面積	地番数	現所有者の所在地	現所有者の属性	登記後の所有権移転回数	備考
A	96.3	13→1	県外(和歌山県)	法人(木材関連)	41	もともと8人の共有、戦後村外へ持分売却、1953年(s28)に現所有法人の先代社長購入、根拠当件設定
B	29.0	1	県外(鹿児島県)	法人(木材関係)	8	2001(H13)に購入、2006(H18)に保安林指定
C	27.0	1	村外・県内(熊本市)	法人(木材関係)	10	2004(H16)県外4名の共有者から持分全部購入、保安林の許可面積以上の伐採
D	21.1	2	村外・県内(芦北)	個人	26	1988(S63)に購入、保安林指定(2004)公団造林予定
E	21.0	1	村内	個人5人の記名共有	7	同一集落内、相続6・売買2件
F	16.7	1	県外(福岡県)	個人	15	2003(H15)に共有者全員から買取、2005(H17)現所有者に転売
G	14.0	2	村内	個人	31, 27	2000(H12)に共有者全員の持ち分権を購入
H	13.8	2	村内5人、村外1人(隣市)	個人6人の記名共有	7	相続・贈与4件、売買3件
I	10.2	3	村外・郡内、村外・県内、 県外(福岡県)	個人2人と法人(木材関係) 3者の記名共有	25	
J	9.4	1	県外(福岡県)	個人	13	2002.03.04年に転売
K	8.0	1	村内	個人	0	1989(H元)入会林野法12条規定による登記
L	6.4	1	村外・県内(熊本市)	法人(食品関係)	3	2001(H13)に購入
M	2.4	1	村内	個人	12	2000(H12)に共有者全員持ち分権を購入
N	2.0	1	村内	個人	14	2000(H12)に共有者全員持ち分権を購入

資料:土地登記簿謄本(2006年2月取得(電算化前分)、2006年3月取得(電算化前分)記載事項より作成。

23

23

2. 球磨地域の造林と所有の歴史

<2005-2006年調査のまとめ>

- 1) 江戸初期から藩の政策で造林展開、木材収入の重要性
- 2) 明治の登記時点から数十haの所有単位も
- 3) 明治期から持分権が村外へ売却されている事例も
(明治初期に地元所有に取り戻した森林が外部へ)
- 4) 2000年代前半の再造林放棄地の多くは、地元以外の所有者
- 5) 木材だけではなく林地の売買が多い
明治末、1950～60年代と2000年以降に所有権移動

→近年の国産材需要増による伐採増加の中で

+ 伐採方法の変化

+ シカによる食害(下層植生のない森林、再造林困難化)

森林の保水力に重要な土壌流出、土砂災害リスクの増加

24

24

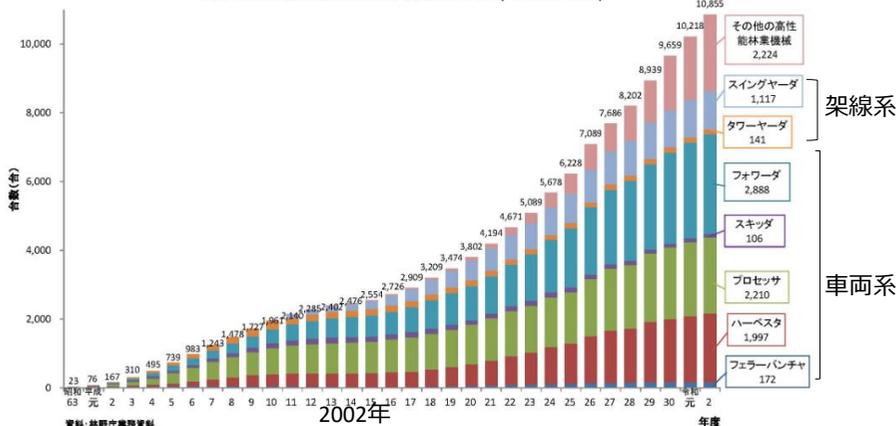
熊本県の素材生産量の推移（針葉樹・広葉樹別）

素材生産量の年次推移（熊本県） 針葉樹・広葉樹別



出典：熊本県林業統計要覧（R2年度版）、114頁
（元資料は農林水産省「木材需給報告書」）

高性能林業機械の保有状況の推移(令和2年度)



資料：林野庁業務資料

注1) 林業事業者等が自己で使用するために、当該年度中に保有した機械の台数を集計したものであり、保有の形態(所有、他からの借入、リース、レンタル等)、保有期間の長短は問わない。
注2) 平成10年度以前はタワーヤーダの台数にスイングヤーダの台数を含む。
注3) 平成12年度から「其他高性能林業機械」の台数調査を開始した。

出典：林野庁内HP (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/kikai/daisuu.html>)

主な高性能林業機械

ハーベスタ（伐倒・枝払い・玉切り・集積）

従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。



プロセッサ（枝払い・玉切り）

林道や土場などで、全木集材されてきた材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行う自走式機械。



フォワーダ（集材）

玉切りした短幹材をグラブクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。

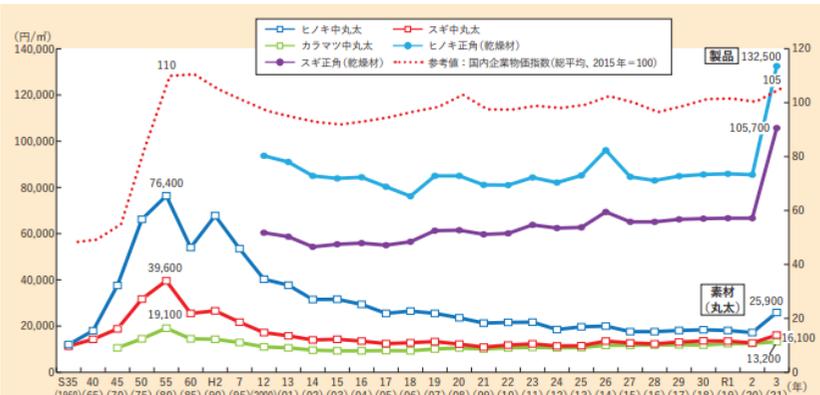


出典：林野庁内HP「高性能林業機械とは」 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/kikai/kikai.html>

27

27

長期的な製品および丸太価格の推移



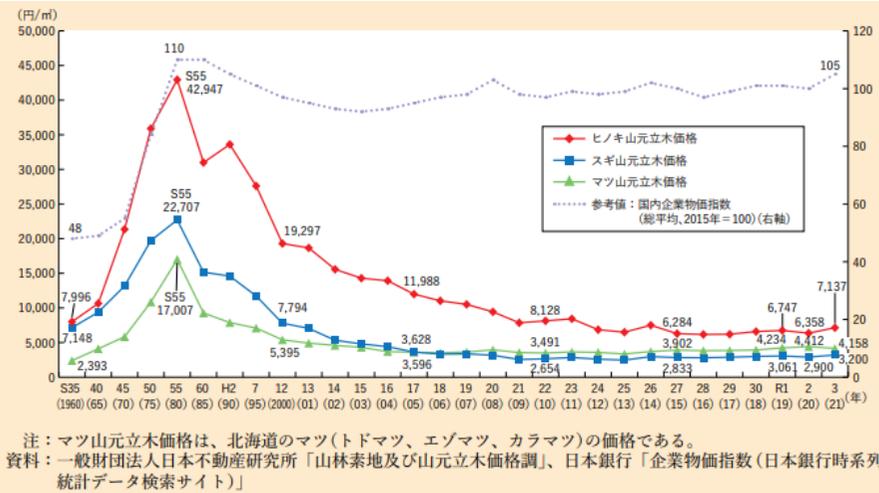
注1：「スギ中丸太」（径14～22cm、長さ3.65～4.0m）、「ヒノキ中丸太」（径14～22cm、長さ3.65～4.0m）、「カラマツ中丸太」（径14～28cm、長さ3.65～4.0m）のそれぞれ1㎡当たりの価格。
 2：「スギ正角（乾燥材）」（厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m）、「ヒノキ正角（乾燥材）」（厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m）のそれぞれ1㎡当たりの価格。
 3：平成25（2013）年の調査対象等の見直しにより、平成25（2013）年以降の「スギ正角（乾燥材）」、「スギ中丸太」のデータは、平成24（2012）年までのデータと必ずしも連続していない。また、平成30（2018）年の調査対象等の見直しにより、平成30（2018）年以降のデータは、平成29（2017）年までのデータと連続していない。
 資料：農林水産省「木材需給報告書」、日本銀行「企業物価指数（日本銀行時系列統計データ検索サイト）」

出典：林野庁「令和3年 森林・林業白書」135ページ

28

28

長期的な山元立木価格（森林所有者の手取り）の推移



出典：林野庁「令和3年 森林・林業白書」93ページ

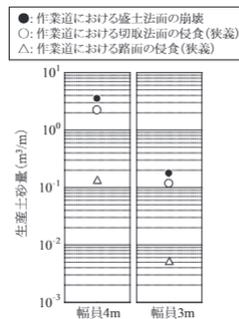
再造林の放棄、無秩序な伐採の経済的背景

29

29

* 最大皆伐再造林放棄地（96ha）での土砂流出研究紹介 (寺本・岡・下川ら（2015）)

- 2002年にスギ40年生で皆伐、再造林なし、作業道（集材路）3mと4mが高密度に設置、粗放な構造、保全対策なし
- 伐採跡地斜面調査（1963年、68年、77年の空中写真判読と2007年、08年現地調査）、2007年段階で根系は腐朽
- 30度以上の急傾斜面（60%）で伐採前に表層崩壊が発生
- 伐採後5年間の浸食・崩壊はすべて道起源
 - 盛土法面の崩壊が土砂量の60%
 - 切土法面の浸食38%→6年目は95%
 - 路面の浸食2%
- 幅員4mと幅員3mでは生産土砂量が大きく異なる
4mが3mよりも約19~26倍多い
- 年生産土砂量
伐採前 約980m³/km²・年
伐採後5年平均 16,960m³/km²・年 (約17倍)
伐採後6年目 1,170m³/km²・年



30

30

シカ害被害の増加

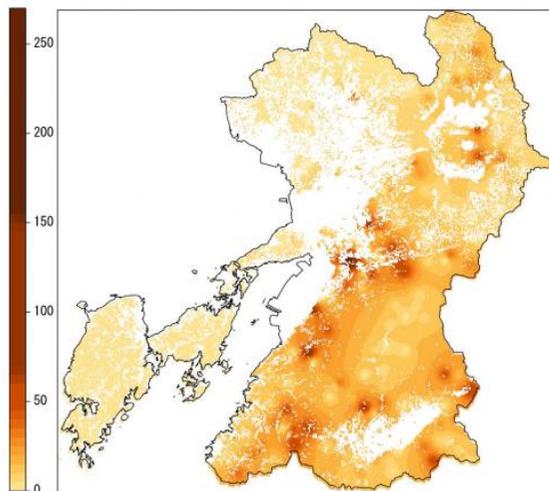


図 2-3-2-2 熊本県のシカ密度分布パターン 2 (IDW 法による)

推定生息頭数 (階層ベイズ法)

地域	生息密度 (頭/k㎡)	面積 (k㎡)	推定生息頭数 (頭)
熊本市	0.0	189.3	0
宇城地域	39.0	222.3	8,667
玉名地域	0.0	151.9	0
鹿本地域	4.5	179.3	807
菊池地域	0.5	237.6	122
阿蘇地域	12.3	844.0	10,404
上益城地域	12.3	576.5	7,106
八代地域	22.1	575.2	12,708
芦北地域	18.1	369.7	6,692
球磨地域	18.6	1415.1	26,370
天草地域	0.0	538.3	0
合計			72,876

*2000年→2014年 減少
2014→2019年 激増

出典：熊本県自然保護課（2020）26頁、19頁

31

31

シカによる食害（伐採後の天然更新状況）

森林の長期モニタリング例～シカの影響による森林生態系の変化～



アセビのみが更新

様々な樹木が更新



1981 Y. Shiiba (31)

2014 Y. Shiiba (64)

九州大学宮崎演習林(椎葉村)

スライド提供：菱拓雄氏

32

32

4. 環境に配慮した林業に向けた取組み（都道府県）

- 南九州4県連携による森林の新たな無断伐採防止対策（2022年3月～） 下記の情報共有
 - ・市町村長が指導、勧告または命令を行った無断伐採や無届伐採
 - ・森林窃盗罪で起訴
 - ・新聞やネットニュース等で報道された無断伐採
- 熊本県における「森林所有者及び林業者のための、**林地保全に配慮した林業のガイドライン**」（2022年4月）：自主的取組
 - ・図面・現地（植生や樹木の形状）で危険地形を見つけ、災害発生の危険性に応じた林業を行うためのポイント
 - ・県全域の閲覧可能
 - ・施業方法：皆伐によらない施業、崩壊発生源を避けた伐採
 - ・道づくり：架線による木材搬出、崩壊発生源を避けた道づくり、丸太組みや路面排水の設置
 - ・皆伐後の適切な植栽 + 森林所有者への説明

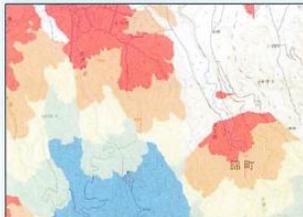
33

33

熊本県の林業のガイドライン

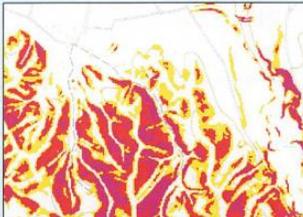
① 保全対象距離図

保全対象を到達点として土石流が流下する距離を段階的に色分けした図



② 傾斜区分図

地形の傾斜を段階的に色分けした図



③ CS立体図（p9参照）

詳細な地形の凹凸を直感的に目視できる図



④ 地質図

地質の種類を色分けした図



出典：熊本県森林整備課（2022）5頁

34

34

4. 環境に配慮した林業に向けた取組み（民間レベル）

全国に広がる自伐型林業：自伐林家が少ない球磨川流域でも



写真提供：宮崎聖氏（四万十市）

収入確保

- ・低投資＝小型機械
- ・伐倒技術に応じた収入

環境保全

- ・間伐・長伐期
- ・小面積皆伐
- ・幅員の狭い壊れない道づくり
- ・獣害対策←定期的に山に入る
- ・環境に負荷をかけない配慮（四万十川を守りたい）

福祉

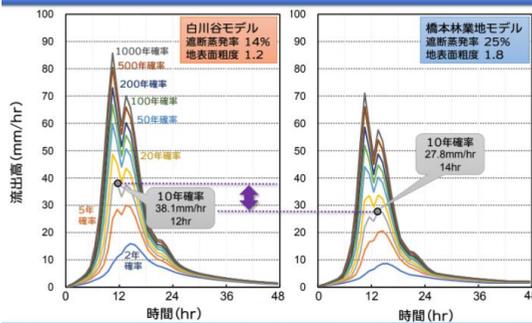
- ・高齢森林所有者の話相手

35

35

自然科学者による自伐林業地調査（強度間伐と長伐期多間伐地の比較） ～徳島県那賀町 橋本光治氏山林～

シミュレーション① 現状比較（白川谷, 橋本林業地）



✓ 全ての確率年で橋本林業地の洪水ピーク流量が小さい

✓ 10年確率雨量では、約17%小さく、発現も2時間遅れる。



出典：田村（2020）「自伐林業による森づくりとおした洪水の抑制」GIJ2020発表資料より

36

36

さいごに：書籍紹介



佐藤宣子「地域の未来・自伐林業で定住化を図る～技術・経営・継承・仕事術を学ぶ旅」

全国林業改良普及協会刊

(2020.7.20) 436ページ

- ◆ 林業の専門雑誌『現代林業』に連載40回分（2016年9月～2019年12月）の現場報告（会話形式）と考察文を取りまとめた本
- ◆ 全国17箇所、約200名を対象にした自伐林家、自伐型林業者
- ◆ 「です・ます調」

ご清聴ありがとうございました。
発表の機会を与えていただき感謝申し上げます。

37

37

参考文献

- 佐藤宣子（2020）『地域の未来・自伐林業で定住化を図る～技術、経営、継承、仕事術を学ぶ旅』全国林業改良普及協会、pp.436
- 佐藤宣子・興枵克久（2006）「林家経営論」（林業経済学会編『林業経済研究の論点～50年の歩から～』日本林業調査会所収）、233-268
- 興枵克久（2015）「自伐林家論の再構成と新しい集落営林」『山林』No.1569、2-9頁
- 松澤裕作編（2019）『森林と権力の比較史』勉誠出版
- 塩谷勉（1959）『部分林制度の史的的研究～部分林より分収林への展開～』林野共済会
- 寺本行芳・岡勝・下川悦郎・金錫宇・全權雨（2015）「熊本県の再造林放棄地における作業道の浸食・崩壊の形態と生産土砂量の経年変化」『Journal of Rainwater Catchment Systems』Vol.20-2、67-74
- 村上拓彦他（2007）「時系列LANDSAT/TMデータから得た抽出伐採地と再造林放棄地の分布」『九州森林研究』60、173-175
- 松本雅明編（1985）「日本歴史地名大系・熊本県の地名」平凡社
- 塩谷勉・鷲尾良治（1965）『飢肥林業発達史』服部林産研究所
- 田村隆雄（2020）「自伐林業による森づくりをとした洪水の抑制～森づくりにおける森林の洪水低減機能の定量的評価研究」（2020Green Infrastructure Network Japan 全国大会）講演資料
- 吉村哲彦（2021）「小規模・零細林家を支援する林業技術」（伊藤勝久編『農山村のオルタナティブ』J-FIC）、207-224ページ
- 熊本県森林整備課（2022）「林地保全に配慮した林業のガイドライン」
- 熊本県自然保護課（2020）「令和元年度熊本県シカ生息状況調査業務報告書」

Forest Policy, Kyushu Univ.

38

38